津波避難サポートプロジェクト 規約

第1条(名称)

本会は、「津波避難サポートプロジェクト」(以下「つなサップ」という。)と称する。

第2条(目的)

つなサップは、住民参加型の津波防災集会を通じ、津波警報や津波注意報が発せられたときに速やかに かつ安全に避難する住民を一人でも多くし、人的被害を最小にすることを目的として活動する。また、 この目的のために効果的な津波防災集会のあり方を探求し、コンテンツを開発する。

第3条(事業)

つなサップは、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 津波防災集会の宣伝、企画、運営
- (2) その他、前項のために必要な事業

第4条(構成)

つなサップは第2条の目的に賛同する個人により構成する。

第5条(役員)

つなサップに次の役員をおく。

- (1)代表 1名
- (2) 実行委員 10名以内
- (3) 監事 1名
- (4) 顧問 若干名

第6条(職務)

代表は、つなサップを代表し、会務を総轄する。

- 2 実行委員は、代表を補佐する。
- 3 監事は、会の事業及び会計を監査する。
- 4 顧問は、つなサップに有益な専門情報などを提供する。

第7条(役員の任期)

役員の任期は3年とする。役員任期満了による選任は実行委員会にて行う。

第8条(実行委員会)

つなサップの実行委員会は,事業計画の決定、予算及び決算の承認、その他代表が重要と認める事項を審議し決定する。

- 2 つなサップの実行委員会は、実行委員の半数以上の出席が無ければ開催できない。
- 3 議長は、代表があたる。
- 4 議事は、出席実行委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長が決するところによ

る。

5 つなサップの実行委員会に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について書面または電子メールをもって表決し、または、議決権を代理の者に委任することができる。この場合においては、当該者は出席したものとみなす。

第9条(会計)

津波避難サポートプロジェクトの事業実施に伴う会計処理は、事務局が行うものとし、実施に要する経費は、参加料収入、助成金収入、協賛金、寄付金、売上、その他の収入をもって充てる。

事業の決算は毎事業年度(3月末)が終了後二ヶ月以内に行い、つなサップ実行委員会の承認を得るものとする。

第10条 (解散)

つなサップは第2条の目的を達し、実行委員会において事業の決算に関し承認が得られたときに、 その議を経て解散するものとする。

第11条(その他)

この規約に定めるもののほか、必要な事項については代表がこれを定める。

附則

この規約は、2012年4月1日から施行する。